昭和五十三年通商産業省令第二十九号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章　通則（第一条―第四条）
第二章　特定鉱業権の設定の許可の申請等の手続（第五条―第十七条）
第三章　共同開発事業の実施（第十八条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条―第二十六条）
附則

第一章　通則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（書面等の作成）

第二条　法に基づく申請及び届出並びに登録免許税の納付の書面及び図面は、一件ごとに作成しなければならない。

（共同開発鉱区の境界の表示方法）

第三条　共同開発鉱区の境界を示す直線は、緯度及び経度によりその座標を表示された地点を結ぶ直線とする。

（申請番号）

第四条　経済産業大臣は、特定鉱業権の設定の許可の申請書を受理したときは、申請書に申請番号を付し、これを当該申請人に通知しなければならない。

第二章　特定鉱業権の設定の許可の申請等の手続

（特定鉱業権の設定の許可申請）

第五条　法第十二条の規定により特定鉱業権の設定の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に、次の各号（採掘転願の場合にあつては、第六号を除く。）に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定鉱業権の設定を受けようとする区域の形状を示す多角形の頂点となる地点、左回りに付したその番号、その緯度及び経度並びに当該区域の境界線を示した縮尺二十万分の一の区域図三葉

二　次の事項を記載した事業計画書

イ　事業実施の方法及び期間並びに事業の規模

ロ　所要資金の額及びその調達方法並びに借入金の返済計画

三　申請人が法人である場合は、その定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

四　主たる技術者の履歴書

五　第二号から前号までに掲げるもののほか、共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類

六　申請人の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は申請人が日本国の国民若しくは法人であることを証するに足りる書面

七　申請人（申請人が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十七条各号のいずれにも該当しないことを説明した書面

2　二人以上共同して特定鉱業権の設定の許可の申請をしようとするときは、前項の申請書には、共同申請人全員が記名しなければならない。

3　第一項の申請が採掘転願（法第二十六条の規定による命令に係る採掘転願を除く。）の場合にあつては、申請人は、第一項の申請書に、様式第二による油層説明書を添えて提出しなければならない。

（共同申請人の代表者）

第六条　共同申請人は、申請書とともに、全員が記名した代表者選定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　共同申請人は、申請書に代表者を表示して、前項の届出書に代えることができる。

3　共同申請人は、代表者を変更したときは、全員が記名した代表者変更の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、申請人の名義の変更により申請人となるべき者が二人以上である場合に準用する。

（申請人の名義の変更）

第七条　法第十五条第一項の規定により共同申請人の脱退（死亡によるものを除く。）による申請人の名義の変更を届け出ようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第十五条第二項の規定により相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退による申請人の名義の変更を届け出ようとする者は、様式第四による届出書に、その原因たる事実を証する書面及び相続その他の一般承継による申請人の名義の変更の場合にあつては第五条第一項第六号に規定する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第五条第一項の申請の際同項第六号に規定する書面を提出した者は、当該書面を添えないことができる。

3　第五条第二項の規定は、前項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）

第八条　申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事実を証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

2　二通以上の前項の届出書を同時に経済産業大臣に提出しようとするときは、同項の書面は、一通をもつて足りる。

（優先権を定めるくじ）

第九条　経済産業大臣は、法第十八条第三項第一号及び第二号の規定によるくじを行おうとするときは、その場所及び日時並びにくじの方法を定め、その期日の一週間前までに関係申請人に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を受けた申請人は、くじに立会いをすることができる。

（共同開発事業契約）

第十条　法第二十一条第一項の規定により共同開発事業契約の認可の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に、共同開発事業契約書の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　共同開発事業契約の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第六による申請書に、当該変更に係る契約書の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前二項の書類を提出するときは、それぞれの副本二通ずつを添えて提出しなければならない。

第十一条　法第二十一条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　単独危険負担操業の取扱いに関する事項

二　紛争の解決に関する事項

（登録免許税の納付）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、所定の登録免許税の額に相当する登録免許税の領収証書又は印紙をはつた納付書に特定鉱業権の設定の許可書の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定鉱業権の設定の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。）であつて共同開発事業契約の認可を受けたもの（法第二十一条第四項の規定により共同開発事業契約の認可があつたとみなされる者を含む。）

二　採掘転願又は法第十六条第二項に規定する場合に係る特定鉱業権の設定の許可を受けた者

2　前項の納付書を郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）として提出するときは、書留の取扱いとした第一種郵便物又は信書便物のうち引受け及び配達の記録がなされたものによらなければならない。

（特定鉱業権共有者の代表者）

第十三条　特定鉱業権共有者は、登録免許税の納付書とともに、全員が記名した代表者選定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　特定鉱業権共有者は、登録免許税の納付書に代表者を表示して、前項の届出書に代えることができる。

3　特定鉱業権共有者は、代表者を変更したときは、全員が記名した代表者変更の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、特定鉱業権の移転により特定鉱業権者となるべき者が二人以上である場合に準用する。

（特定鉱業権の移転の認可申請）

第十四条　法第二十四条第一項の規定により特定鉱業権の移転の認可の申請をしようとする者は、様式第七による申請書に、次の各号（当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第二号を除く。）に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定鉱業権の移転の契約書の写し

二　特定鉱業権の移転に対する当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意書の写し

三　第五条第一項第二号から第七号までに掲げる書類

2　第五条第二項の規定は、前項の申請に準用する。

（共同開発鉱区の減少の特例）

第十五条　法第二十五条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　特定鉱業権者が減少を行おうとする共同開発鉱区の区域の一部について大韓民国開発権者と合意することができない場合であって、両者が減少を行うことについて合意している共同開発鉱区の区域に加えて、両者が減少を行うことについて合意していない共同開発鉱区の区域のうちそれぞれが減少を行うことを提案しているものの五十パーセントずつを、減少される区域が全体として可能な限り単一の区域となるようにして減少する場合

二　特定鉱業権者が減少を行おうとする共同開発鉱区の区域の全部について大韓民国開発権者と合意することができない場合であって、それぞれが減少を行うことを提案している共同開発鉱区の区域の五十パーセントずつを減少する場合

（採掘権の存続期間の延長の許可申請）

第十六条　法第十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により採掘権の存続期間の延長の許可の申請をしようとする者は、その存続期間の満了の日の六月前までに、様式第八による申請書に、採掘の実績及び今後の採掘計画を説明する書面並びに様式第二による油層説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第五条第二項の規定は、前項の申請に準用する。

（準用）

第十七条　第十二条の規定は、採掘権の存続期間の延長の許可を受けた者に準用する。

第三章　共同開発事業の実施

（事業着手期限の延長の申請等）

第十八条　法第三十三条第二項の規定により事業着手の期限の延長の申請をしようとする特定鉱業権者は、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第三十三条第三項の規定により事業休止の認可の申請をしようとする特定鉱業権者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（施業案）

第十九条　法第三十五条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする操業管理者たる特定鉱業権者は、様式第十一による施業案に、その説明図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　施業案の変更の認可の申請をしようとする操業管理者たる特定鉱業権者は、様式第十一による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前二項の書類を提出するときは、それぞれの副本二通ずつを添えて提出しなければならない。

（指定区域における工作物の設置等の許可申請）

第二十条　法第三十六条第一項の規定により指定区域において天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更の許可の申請をしようとする操業管理者たる特定鉱業権者は、様式第十二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請をする場合は、申請書の副本二通を添えて提出しなければならない。

（特定鉱業権消滅時の大韓民国開発権者の採掘等の認可申請）

第二十一条　法第三十七条第一項の規定により天然資源の探査又は採掘の認可の申請をしようとする大韓民国開発権者は、様式第十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（共同採掘契約）

第二十二条　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　天然資源の採掘の方法に関する事項

二　天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

三　紛争の解決に関する事項

第二十三条　法第三十八条第三項の規定により共同採掘契約の認可の申請をしようとする特定鉱業権者は、様式第十四による申請書に、共同採掘契約書の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　共同採掘契約の変更の認可の申請をしようとする特定鉱業権者は、様式第十五による申請書に、当該変更に係る契約書の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　共同採掘契約が二以上の共同開発鉱区に係る場合にあっては、前二項の申請は、当該共同採掘契約に係る特定鉱業権者全員の連名によって行わなければならない。

第四章　雑則

（和解の仲介の申立て）

第二十四条　法第四十一条で準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所

二　争議の当事者の氏名又は名称及び住所

三　争議の経過の概要

四　申立ての趣旨

2　前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。

（意見聴取会）

第二十五条　法第四十六条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2　経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。

3　利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6　意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7　意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8　審査請求に係る意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、異議申立書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。

9　審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10　意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11　議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第二十六条　法第四十三条第二項の証明書は、様式第十六によるものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附　則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附　則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年五月一三日通商産業省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年九月一九日通商産業省令第一八三号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則（平成二八年三月二九日経済産業省令第四三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）　抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第１（第５条関係）

様式第１（第５条関係）（平成通商産業省令・平成通商産業省令・令和通商産業省令一部改正）

探査（採掘）権設定許可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　㊞

下記の区域について、探査（採掘）権の設定の許可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第13条の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

1　申請の区域に係る法第16条の規定に基づく告示の番号
2　申請の区域の面積
3　申請の区域の位置

備考
1　「3」の位置は、度及び小数点以下1位の分で表示された緯度及び経度により表示される座標をもつて記載すること。
2　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を はること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第２（第５条及び第16条関係）

様式第２（第５条及び第16条関係）（平成通商産業省令・令和経済産業省令一部改正）

池　層　説　明　書

住　所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

1　地質の況勢
2　池層の位置
(1)　池層中心部の緯度及び経度
(2)　池層中心部の水深及び海底面から池層最上部までの最長距離
3　池層の況勢
(1)　集油構造の概要
(2)　断層
イ　平面線
ロ　最大層厚
(3)　貯留岩の種類及び性状
(4)　石油及び可燃性ガスの性質
(5)　池層圧及び温度
(6)　その他
4　確認埋蔵量
(1)　総埋蔵量（石油　　千キロリットル、可燃性天然ガス　　百万立方メートル）
(2)　可採埋蔵量（石油　　千キロリットル、可燃性天然ガス　　百万立方メートル）
5　確認埋蔵量の算出根拠
6　経済の状況
7　その他参考となる事項

備考
1　地質図、池層位置図及び池層図を添えて提出すること。この場合において、地質図は平面図、断面図及び地質柱状図に、池層図は平面図及び断面図に分けること。
2　池層図には、試掘井及び坑道井の位置を記入し、その名称及び傾きく半月を明記すること。
3　符号は、日本産業規格鉱山記号（ＪＩＳ　Ｍ　0101）によること。

様式第３（第７条関係）

様式第３（第７条関係）（平成通商産業省令・平成通商産業省令・令和通商産業省令一部改正）

共同申請人の脱退（死亡による共同申請人の脱退）による申請人の名義変更届出書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、共同申請人の脱退によつて申請人の名義を変更したので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第13条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

1　特定試業権の設定の許可の申請年月日及び申請番号
2　旧申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
3　新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第７条関係）

様式第４（第７条関係）（平成通商産業省令・平成通商産業省令・令和通商産業省令一部改正）

相続その他の一般承継（死亡による共同申請人の脱退）による申請人の名義変更届出書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、相続その他の一般承継（死亡による共同申請人の脱退）によつて申請人の名義を変更したので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第13条第３項の規定に基づき、名義変更の原因となる事実を証する書面その他の必要な書類を添えて届け出ます。

記

1　特定試業権の設定の許可の申請年月日及び申請番号
2　旧申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
3　新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第１０条関係）

様式第５（第16条関係）（学生1条約・学生2条令第30・令元16条令17一一部改正）

共同開発事業契約認可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつては名称の代表者の氏名　㊞

下記の区域に係る共同開発事業契約の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、共同開発事業契約書の写しを添えて申請します。

記

1　申請の区域に係る法第16条の規定に基づく告示の番号
2　特定鉱業権の設定の許可の申請年月日及び申請番号
備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第６（第１０条関係）

様式第６（第16条関係）（学生1条約・学生2条令第30・令元16条令17一一部改正）

共同開発事業契約変更認可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつては名称の代表者の氏名　㊞

下記の共同開発事業契約について、その変更の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、当該変更に係る契約書の写しを添えて申請します。

記

1　変更前の共同開発事業契約の認可年月日
2　変更の理由
3　変更の内容
備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第７（第１４条関係）

様式第７（第16条関係）（学生1条約・学生2条令第30・令元16条令17一一部改正）

探査（採掘）権移転認可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつては名称の代表者の氏名　㊞

下記のとおり、探査（採掘）権の移転の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、特定鉱業権の移転の契約書の写しその他の必要な書類を添えて申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　探査（採掘）権の移転を行う者
3　移転の理由
備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第８（第１６条関係）

様式第８（第16条関係）（学生1条約・学生2条令第30・令元16条令17一一部改正）

採掘権の存続期間延長許可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあつては名称の代表者の氏名　㊞

下記のとおり、採掘権の存続期間の延長の許可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第16条第３項（第16条第５項において準用する同条第３項）の規定に基づき、採掘の実績を説明する書面その他の必要な書類を添えて申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　採掘権の存続期間の延長を必要とする理由
備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、押印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第９（第１８条関係）

様式第９（第18条関係）（平21.3.30・平23.3.30・令元.12.27・一部改正）

事業着手期限延長申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

下記のとおり、事業着手の期限を延長したいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第3条第3項の規定に基づき申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　事業着手の期限の延長を必要とする理由
備考
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１０（第１８条関係）

様式第10（第18条関係）（平21.3.30・平23.3.30・令元.12.27・一部改正）

事業休止認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

下記のとおり、事業の休止の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第3条第3項の規定に基づき申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　事業の休止の期間
　　年　月　日から
　　年　月　日間
　　年　月　日まで
3．事業の休止を必要とする理由
備考
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１の１（第１９条関係）

様式第11の1（第19条関係）（平21.3.30・令元.12.27・一部改正）

探査権に関する施業案

住　所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

1　特定鉱業権の登録番号
2　鉱山の名称
3　探査を行おうとする区域及び期間
4　探査に関する事項
(1)　地質の状態
(2)　探査の方法
5　保安に関する事項
(1)　作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
(2)　施設の保全に関する事項
(3)　鉱害の防止のための措置に関する事項
6　他の権益との調整に関する事項
備考
1　「3」の区域は、度及び小数点以下１位の分で表示された緯度及び経度により表示される線標をもつて記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１の２（第１９条関係）

様式第11の2（第19条関係）（平21.3.30・令元.12.27・一部改正）

採掘権に関する施業案

住　所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

1　特定鉱業権の登録番号
2　鉱山の名称
3　探査又は採掘を行おうとする区域及び期間
4　探査又は採掘に関する事項
(1)　地質の状態
(2)　主要な坑道の位置及び深さ
(3)　探査の方法
(4)　採掘の方法
(5)　１年間における産出予定量
5　輸送に関する事項
6　処理に関する事項
7　保安に関する事項
(1)　作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項
(2)　施設の保全に関する事項
(3)　鉱害の防止のための措置に関する事項
8　他の権益との調整に関する事項
備考
1　「3」の区域は、度及び小数点以下１位の分で表示された緯度及び経度により表示される線標をもつて記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１２（第２０条関係）

様式第12（第20条関係）（平11.3.26付・平11.3.29公示・令元.12.27付・一部改正）

指定区域における工作物の設置
（海底の形質の変更）許可申請書

経済産業大臣殿

住　　所
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名　　㊞

下記のとおり、指定区域における天然資源の探査（採掘）のための工作物の設置（海底の形質の変更）の許可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　指定区域の番号
3　工作物の設置（海底の形質の変更）の場所
4　工作物の設置（海底の形質の変更）の内容
5　その他参考となる事項

備考
1　「3」、「4」及び「5」については、必要に応じて説明図を添付すること。
2　「3」の場所は、度及び少数点以下1位の分で表示された緯度及び経度により表示される座標をもつて記載すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第１３（第２１条関係）

様式第13（第21条関係）（平11.3.26付・平11.3.29公示・令元.12.27付・一部改正）

特定鉱業権消滅時の探査等認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

住　　所
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名　　㊞

下記のとおり、特定鉱業権の消滅した区域における探査（採掘）の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1　消滅前の特定鉱業権の登録番号
2　申請人の鉱業権者、共鉱業権者の別
3　申請で探査（採掘）を行うことが必要な理由
4　その他

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第１４（第２３条関係）

様式第14（第23条関係）（平11.3.26付・平11.3.29公示・令元.12.27付・一部改正）

共同探査契約認可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　　所
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名　　㊞

下記の区域に係る共同探査契約の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第5条第3項の規定に基づき、共同探査契約書の写しを添えて申請します。

記

1　特定鉱業権の登録番号
2　共同探査契約の対象となる区域及びその地質構造

備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印しないこと。）。
2　共同探査契約の対象となる区域は、度及び少数点以下1位の分で表示された緯度及び経度により表示される座標をもつて記載し、区域図を添えて説明すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第１５（第２３条関係）

様式第15（第23条関係）（平11.3.26付・平11.3.29公示・令元.12.27付・一部改正）

共同探査契約変更認可申請書

収入印紙

年　月　日

経済産業大臣殿

住　　所
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名　　㊞

下記の共同探査契約について、その変更の認可を受けたいので、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第5条第3項の規定に基づき、当該変更に係る契約書の写しを添えて申請します。

記

1　変更前の当所共同探査契約の認可年月日
2　変更の理由
3　変更の内容

備考
1　申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。
2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

様式第１６（第２６条関係）

様式第16（第36条関係）（平25省令45・令2経産令31・一部改正）

（表）

第　　号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第45条第２項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

写真	裏	（縦５センチ横３センチ）

職名及び氏名

年　　月　　日　生

年　　月　　日　発行

有効期限

経済産業大臣　㊞

（裏）

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法抜すい

第45条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事務所（しくは事務所に立ち入り、業務の状況（しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　第45条第１項の規定による報告をせず、（しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、（しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とすること。